

## ■緊急事態宣言期間中の各施設における利用制限等

期間：1月8日(金)～2月7日(日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、改めてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

施設	利用制限等	所管
老人福祉センター長生荘	休館 (1月11日(月)から)	健康福祉課 ☎62-1233
子育て支援センターきらきらクラブ	利用制限なし	
皆野町わく・ワクセンター	午後8時まで (利用定員の半数まで)	産業観光課 ☎62-1462
皆野町レンタサイクル	利用制限なし	
学校体育施設(体育館・グラウンド)	午後8時まで	教育委員会 ☎62-4563
社会体育施設 (町民運動公園・皆野スポーツ公園・弓道場)	午後8時まで	
柔剣道場	午後8時まで	
皆野町文化会館	午後8時まで (利用定員の半数まで)	
皆野総合センター(公民館) ※調理室を除く	午後8時まで (利用定員の半数まで)	皆野総合センター ☎62-0454
皆野総合センター(調理室)	利用休止	
ふれあいプール・ホット(勤労福祉センター)	午後8時まで (各利用時間50人まで)	ふれあいプール・ホット ☎62-5330
お試し居住用住宅「来てみ～な」	利用休止	みらい創造課 ☎26-7334

※今後の状況により変更になる可能性があります。利用については所管にお問い合わせください。